

## 様式 1 公表されるべき事項

### 国立大学法人高知大学の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・役員の特例手当の額は、国立大学法人高知大学役員報酬規則において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績等を総合的に勘案して、国立大学法人高知大学経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

###### ② 役員報酬基準の改定内容

###### 法人の長

・本給月額を0.5%減額する改正  
・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した改正

実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末

本給月額:当該役員の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

地域手当:当該役員の地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

広域異動手当:当該役員の広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

期末特別手当:当該役員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

###### 理事

・本給月額を0.5%減額する改正  
・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した改正

実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末

本給月額:当該役員の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

地域手当:当該役員の地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

広域異動手当:当該役員の広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

期末特別手当:当該役員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

###### 理事(非常勤)

・非常勤役員手当を月額111,400円から110,800円に減額する改正  
・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した改正

実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末

本給月額:当該役員の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

###### 監事

・本給月額を0.5%減額する改正  
・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した改正

実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末

本給月額:当該役員の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

地域手当:当該役員の地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

広域異動手当:当該役員の広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

期末特別手当:当該役員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

###### 監事(非常勤)

・非常勤役員手当を月額111,400円から110,800円に減額する改正  
・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した改正

実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末

本給月額:当該役員の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	14,548	10,750	3,797	0	4月1日		
A理事	11,766	8,478	3,152	135 (通勤手当)			
B理事	11,766	8,478	3,152	135 (通勤手当)			
C理事	11,664	8,478	3,137	49 (通勤手当)			
D理事	10,900	7,068	2,721	354 (広域異動手当) 636 (単身赴任手当) 120 (通勤手当)			◇
E理事 (非常勤)	1,210	1,210	0	0	4月1日		
A監事	8,785	7,068	1,667	49 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	1,210	1,210	0	0			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「広域異動手当」とは、広域異動(異動前後の官署間の距離及び異動前の住居と異動後の官署間の距離のいずれもが60km以上である異動)を行った場合に、3年を限度として支給するもの。

注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績助成率	摘要	前職
法人の長	14,241	8	0	H24.3.31	1.2	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、業績助成率は1.2とした。	
A監事	6,435	6	0	H24.3.31	1.1	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、業績助成率は1.1とした。	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

・業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに職員数の抑制を図りつつ、適正な人件費の管理に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

・国家公務員の職種に準じた本給表及び人事院勧告を参考にして、社会一般の情勢に適合した給与水準とすることとしている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

・勤務成績を考慮し、昇格、降格、昇給及び勤勉手当の支給率の決定をしている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給される。
昇給	年1回(1月1日)、勤務成績に応じて5段階で昇給させる。
昇格、降格	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができ、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。また、勤務成績の不良等で降任したときは、下位の級に降格させることができる。

##### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ・本給月額を引き下げる改正  
40歳台後半層から50歳台の職員が在職する号俸を中心に本給月額を平均0.23%引き下げる改正
- ・給与構造改革に伴う経過措置額の引下げ等の改正  
平成17年給与構造改革に伴う経過措置額を当該経過措置額の算定基礎となる額に平成21年給与改正により経過措置額が減額となった者は100分の99.1(平成21年給与改正により経過措置額が減額とならなかった者は100分の99.34)を乗じて得た額に引き下げ、また、支給期間を平成26年3月末までとする改正
- ・本給の調整額を引き下げる改正  
調整基本額を100円引き下げる改正(対象は、一般職本給表(一)7、9、10級、教育職本給表(一)5級、教育職本給表(三)4級)
- ・管理職手当を引下げる改正  
平成19年規則改正による管理職手当の定額化に伴う経過措置額を当該経過措置額の算定基礎となる額に平成21年給与改正により経過措置額が減額となった者は100分の99.1(平成21年給与改正により経過措置額が減額とならなかった者は100分の99.34)を乗じて得た額に引き下げる改正
- ・若年・中堅層を中心に給与構造改革期間中(平成18年度～平成21年度)に抑制されていた昇給号俸の回復  
平成24年4月1日においては、36歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日の昇給、その他の号俸の決定状況を考慮して調整の必要がある職員の平成24年4月1日における号俸を1号俸(特に調整の必要がある30歳未満の職員にあっては、2号俸)上位に調整する改正
- ・特任職員の給与制度の改正  
本給及び時間給を、平成24年4月1日施行の常勤職員の本給表に合わせて引き下げる改正
- ・非常勤職員の給与制度の改正  
寄附講座教員及び寄附研究部門教員の日給及び時間給を、平成24年4月1日施行の常勤職員の本給表に合わせて引き下げる改正  
教育学部附属学校園に採用する非常勤講師の時間給を、1,800円から2,000円に増額する改正  
外科系医師を対象に支給する手術実施手当の新設  
手術部の看護師を対象に支給する手術部看護手当の新設
- ・再雇用職員の給与制度の改正  
本給月額を、平成24年3月1日施行の国の規則等を参考に引き下げる改正
- ・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した改正

(役員について)

- ・実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末
- ・本給月額:当該役員の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額
- ・地域手当:当該役員の地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額
- ・広域異動手当:当該役員の広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額を減額
- ・期末特別手当:当該役員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額を減額

(職員について)

- ・実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末
- ・本給月額:一般職本給表(一) 2級以下(100分の4.77)、3級から6級まで(100分の7.77)、7級以上(100分の9.77)  
一般職本給表(二) 3級以下(100分の4.77)、4級以上(100分の7.77)  
教育職本給表(一) 2級以下(100分の4.77)、3級及び4級(100分の7.77)、5級(100分の9.77)  
教育職本給表(二) 2級以下(100分の4.77)、3級以上(100分の7.77)  
教育職本給表(三) 2級以下(100分の4.77)、特2級以上(100分の7.77)  
医療職本給表(一) 1級(100分の4.77)、2級(100分の7.77)、3級以上(100分の9.77)  
医療職本給表(二) 2級以下(100分の4.77)、3級から7級まで(100分の7.77)、8級(100分の9.77)  
医療職本給表(三) 2級以下(100分の4.77)、3級から6級まで(100分の7.77)、7級(100分の9.77)
- ・管理職手当:当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減額
- ・地域手当:当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- ・広域異動手当:当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- ・賞与(期末手当・勤勉手当):当該職員が受けるべき期末手当・勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額を減額
- ・超過勤務手当等:算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、減額後の本給月額等の月額により算出
- ・国と異なる措置の概要:病院経営上不可欠である優秀な人材の確保の観点から、診療の基盤となる医師、看護師等の確保及び流出防止を図るため、医学部附属病院に所属し、かつ、診療に従事する医師、医療ソーシャルワーカー及び診療情報管理士については減額分の5割相当の、調理師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師及び臨床検査技師等の医療技術職員並びに看護師等については減額分の10割相当の診療従事調整手当を新設・支給。また、附属学校教員についても、高知県の公立学校教員給与が減額されていないことから、円滑な人事交流を確保するため減額分の10割相当の附属学校教員調整手当を新設・支給。

(常勤特任職員について)

- ・実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末
- ・本給月額:常勤職員と同様の支給減額率を乗じて得た額を減額
- ・超過勤務手当等:算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、減額後の本給月額等の月額により算出
- ・国と異なる措置の概要:病院経営上不可欠である優秀な人材の確保の観点から、診療の基盤となる医師、看護師等の確保及び流出防止を図るため、医学部附属病院に所属し、かつ、診療に従事する医師、医療ソーシャルワーカー及び診療情報管理士については減額分の5割相当の、調理師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師及び臨床検査技師等の医療技術職員並びに看護師等については減額分の10割相当の診療従事調整手当を新設・支給。

(非常勤職員(フルタイム)について)

- ・実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末
- ・本給月額:常勤職員と同様の支給減額率を乗じて得た額を減額
- ・賞与(期末手当・勤勉手当):当該職員が受けるべき期末手当・勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額を減額
- ・超過勤務手当等:算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、減額後の本給月額等の月額により算出
- ・国と異なる措置の概要:病院経営上不可欠である優秀な人材の確保の観点から、診療の基盤となる医師、看護師等の確保及び流出防止を図るため、医学部附属病院に所属し、かつ、診療に従事する医師、医療ソーシャルワーカー及び診療情報管理士については減額分の5割相当の、調理師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師及び臨床検査技師等の医療技術職員並びに看護師等については減額分の10割相当の診療従事調整手当を新設・支給。

(再雇用職員(補佐員以外)について)

- ・実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末
- ・本給月額:常勤職員と同様の支給減額率を乗じて得た額を減額
- ・賞与(期末手当・勤勉手当):当該職員が受けるべき期末手当・勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額を減額
- ・超過勤務手当等:算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、減額後の本給月額等の月額により算出

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与(平均)			
			総額	うち所定内		
				うち通勤手当	うち賞与	
常勤職員	1,352	44.1	5,997	4,506	55	1,491
事務・技術	276	45.6	5,088	3,849	61	1,239
教育職種 (大学教員)	525	48.2	7,483	5,622	55	1,861
医療職種 (病院看護師)	371	37.7	4,732	3,525	51	1,207
技能・労務職員	16	51.4	5,035	3,804	57	1,231
教育職種 (附属高校教員)	21	48.0	7,518	5,689	57	1,829
教育職種 (附属義務教育学校教員)	46	44.3	6,564	4,979	52	1,585
医療職種 (病院医療技術職員)	94	40.5	4,950	3,731	59	1,219
その他医療職種(看護師)	3	47.8	4,729	3,590	78	1,139

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員)」は、特別支援学校教員を示す。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:「医療職種(病院医師)」については、該当者がいないため記載を省略。

任期付職員	26	46.0	6,048	6,048	58	0
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	23	44.7	6,396	6,396	56	0
医療職種 (病院看護師)	1					
医療職種 (病院看護師)	1					

注1:事務・技術、医療職種(病院看護師)、及び、医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:「医療職種(病院医師)」については、該当者がいないため記載を省略。

再任用職員	17	62.7	2,203	2,152	64	51
事務・技術	10	62.8	2,099	2,099	59	0
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	3	62.5	2,162	2,162	122	0
その他(事務・技術)	2					

注1:教育職種(大学教員)、医療職種(病院看護師)については該当者が1人、その他(事務・技術)については該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:その他(事務・技術)は、賞与を支給する職員である。

注3:「医療職種(病院医師)」については、該当者がいないため記載を省略。

非常勤職員	167	38.3	3,315	2,678	55	637
事務・技術	41	40.5	2,756	2,110	62	646
教育職種 (大学教員)	2					
医療職種 (病院医師)	50	31.8	2,845	2,722	42	123
医療職種 (病院看護師)	44	48.4	4,434	3,326	62	1,108
技能・労務職種	7	36.6	2,652	2,020	69	632
医療職種 (病院医療技術職員)	22	29.8	3,327	2,518	55	809
その他医療職種 (医療技術職員)	1					

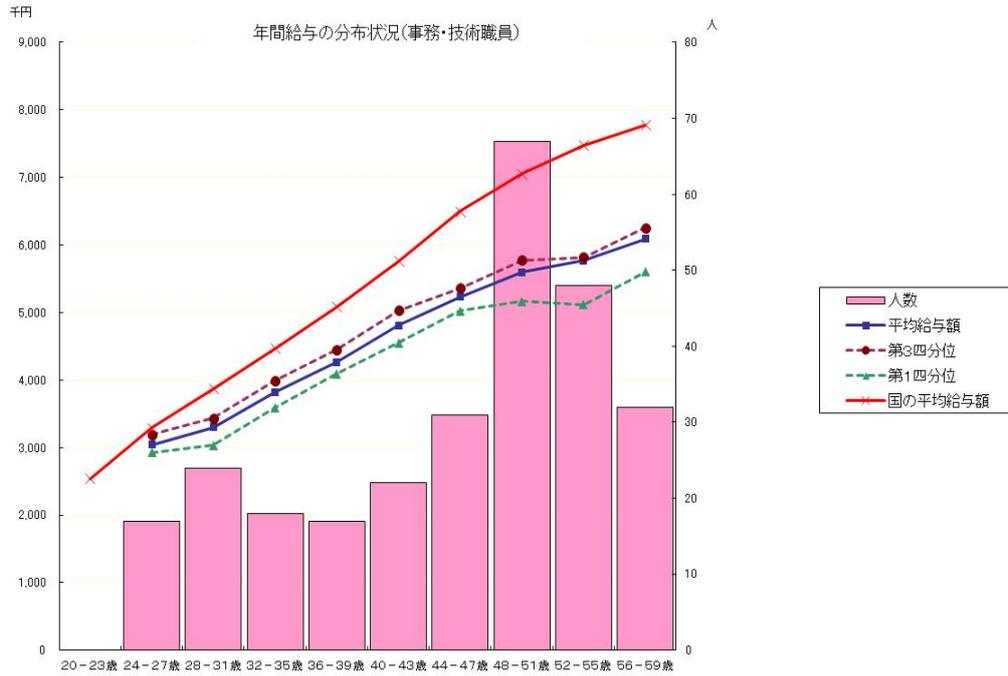
注1:教育職種(大学教員)については該当者が2人、その他医療職種(医療技術職員)については該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

《在外職員について》

在外職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。])

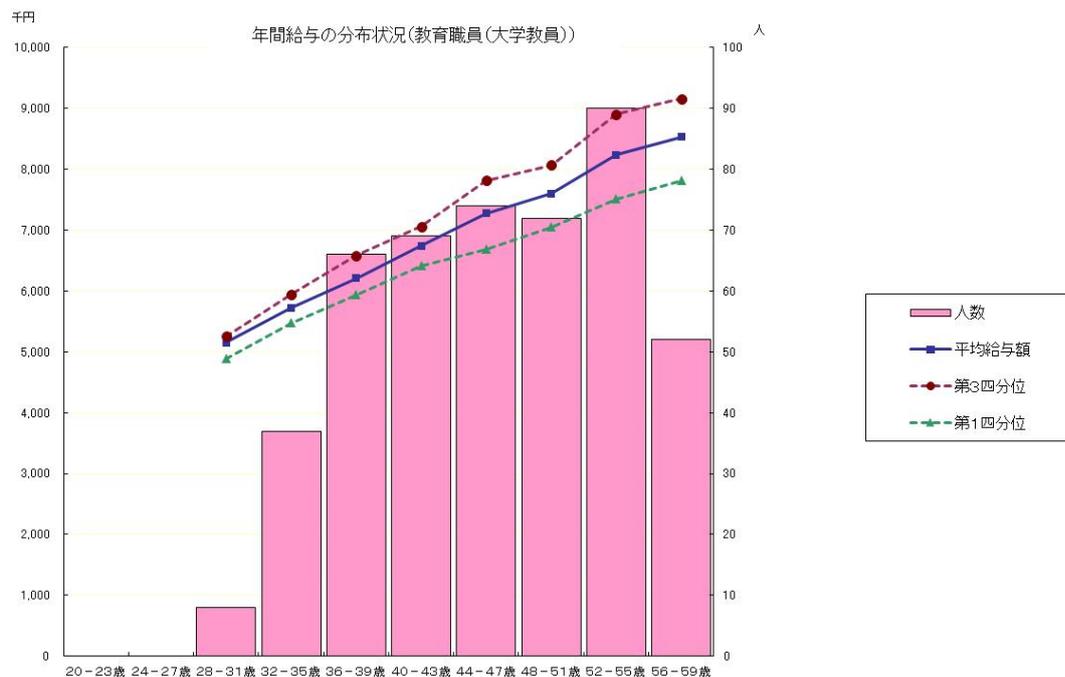
(事務・技術職員)



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・部長	3	54.8	-	9,614	-		
・課長	16	54.0	6,855	7,163	7,446		
・課長補佐	34	52.6	5,647	5,834	6,031		
・係長	108	50.2	5,066	5,366	5,657		
・主任	47	43.8	4,283	4,694	5,164		
・係員	68	33.5	3,131	3,607	3,894		

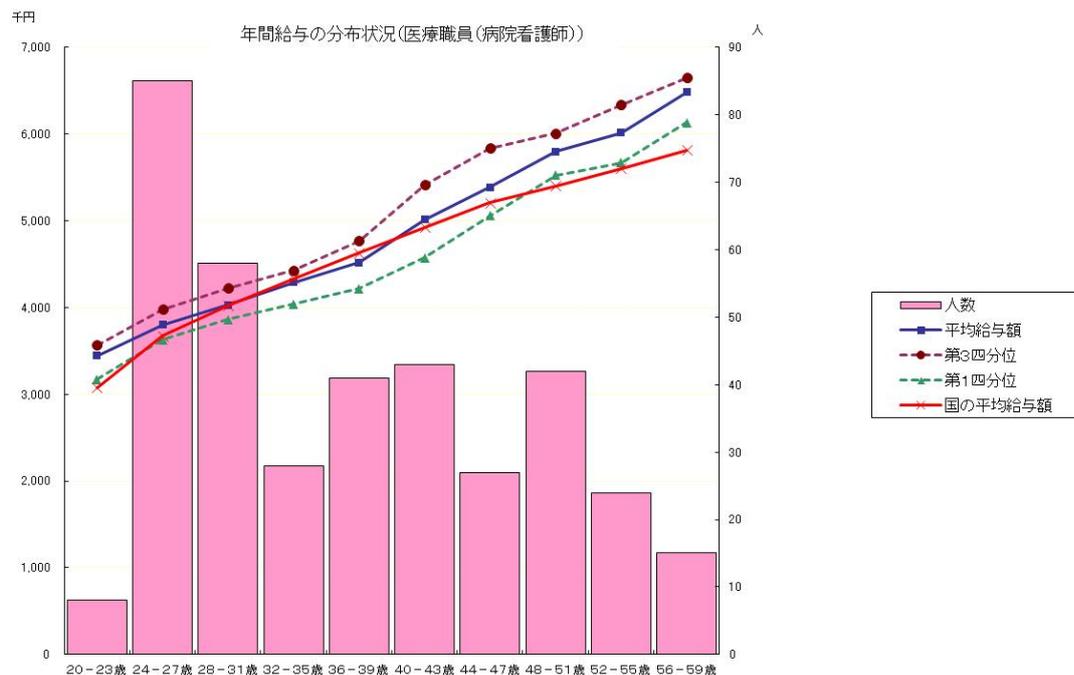
注1: 部長の該当者は3人のため、当該個人に対する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

(教育職員(大学教員))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円
・教授	197	55.3	8,166	9,224
・准教授	156	45.6	6,606	7,464
・講師	74	44.4	6,146	7,457
・助教	98	41.0	5,742	6,421

(医療職員(病院看護師))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護部長	1	—	—	—	—
・副看護部長	3	53.5	—	6,563	—
・看護師長	23	52.7	6,165	6,323	6,595
・副看護師長	54	46.8	5,389	5,658	6,014
・看護師	290	34.5	3,840	4,338	4,772

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注1:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	係員 主任	主任 専門職員	専門職員 課長補佐	課長補佐 課長	課長	部長	部長	部長	局長
人員 (割合)	276	22 (8.0%)	43 (15.6%)	118 (42.8%)	63 (22.8%)	18 (6.5%)	9 (3.3%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		31～24	41～27	59～35	59～46	59～41	58～48				
所定内給与と年額(最高～最低)		2,622～ 2,015	3,405～ 2,295	4,441～ 2,935	4,828～ 3,737	5,751～ 4,314	6,012～ 5,131				
年間給与と額(最高～最低)		3,415～ 2,625	4,423～ 3,011	5,831～ 3,849	6,328～ 5,004	7,342～ 5,808	7,774～ 6,732				

注1:8級における該当者は1人、7級における該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	525	0 (0%)	98 (18.7%)	77 (14.7%)	153 (29.1%)	197 (37.5%)
年齢(最高～最低)			64～29	60～30	62～32	64～40
所定内給与と年額(最高～最低)			5,605～ 3,652	6,961～ 3,722	6,860～ 3,842	8,552～ 4,835
年間給与と額(最高～最低)			7,132～ 4,825	8,889～ 4,901	8,810～ 5,131	11,399～ 6,514

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	371	0 (0%)	290 (78.2%)	54 (14.6%)	25 (6.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)			57～22	59～30	59～42			
所定内給与と年額(最高～最低)			4,580～ 2,316	5,040～ 3,040	5,007～ 3,896			
年間給与と額(最高～最低)			6,042～ 3,050	6,656～ 4,254	6,873～ 5,352			

注:6級及び5級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.4%	64.8%	63.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.6%	35.2%	36.4%
	最高～最低	45.2～32.8%	46.2～30.2%	45.7～31.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	66.9%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6%	33.1%	34.3%
	最高～最低	42.4～31.8%	49.6～21.3%	44.5～26.8%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	66.1%	65.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.0%	33.9%	34.9%
	最高～最低	42.4～33.0%	39.6～29.3%	40.9～31.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.7%	67.2%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.3%	32.8%	34.0%
	最高～最低	42.4～31.7%	39.6～29.2%	40.1～30.4%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	68.9%	67.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.6%	31.1%	32.3%
	最高～最低	42.4～25.6%	39.6～23.4%	37.3～25.1%

注：医療職員(病院看護師)における管理職員は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	80.4
対他の国立大学法人等	89.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	91.4
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	103.2
対他の国立大学法人等	96.3

注1：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	80.4	
	参考	地域勘案	87.7
		学歴勘案	81.2
		地域・学歴勘案	87.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えられる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.9% 国からの財政支出額 12,609百万円、支出予算の総額 33,270百万円(平成24年度予算) 累積欠損額 0円(平成23年度決算) 【検証結果】 高知大学の財政構造は、人件費を含めその多くを国からの財政支出に依存しており、支出予算の総額のおおよそ6割が人件費に充てられている。給与水準については、対国家公務員指数に示されているとおり低い数値となっており、適切であると考えられる。		
講ずる措置	人件費を含め国からの財政支出依存の軽減を図るため、自己収入の確保はもとより、外部資金の獲得に向けた取組みを行う。引き続き、人件費管理の基本方針に則り、適正な人件費の管理に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	103.2	
	参考	地域勘案	105.7
		学歴勘案	102.5
		地域・学歴勘案	104.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	対国家公務員指数は、総支給額から通勤手当及び超過勤務手当(宿日直手当等含む)を除いた金額を対象として比較された指数となっている。高知大学においては、平成24年5月1日から平成26年3月末までの間、給与の臨時特例措置による減額を実施することし病院看護師にも適用させたが、一方で減額分の10割相当の診療従事調整手当を新設し支給することとした。この診療従事調整手当には、比較対象外の超過勤務手当の減額分の額を含んでいること及び国の平均給与額が大幅に下がったことから、対国家公務員指数を上回ったと考えられる。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考えられる。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.9% 国からの財政支出額 12,609百万円、支出予算の総額 33,270百万円(平成24年度予算) 累積欠損額 0円(平成23年度決算) 【検証結果】 高知大学の財政構造は、人件費を含めその多くを国からの財政支出に依存しており、支出予算の総額のおおよそ6割が人件費に充てられている。給与水準については、対国家公務員指数を上回っているが、上記の理由により、適切であると考えられる。		
講ずる措置	人件費を含め国からの財政支出依存の軽減を図るため、自己収入の確保はもとより、外部資金の獲得に向けた取組みを行う。引き続き、人件費管理の基本方針に則り、適正な人件費の管理に努める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.6

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年 度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	9,058,266	9,720,752	△ 662,486	△6.8%	△ 727,883	△7.4%
退職手当支給額 (B)	1,093,501	841,728	251,773	29.9%	341,132	45.3%
非常勤役員等給与 (C)	3,794,603	3,384,091	410,512	12.1%	773,888	25.6%
福利厚生費 (D)	1,683,711	1,680,097	3,614	0.2%	115,934	7.4%
最広義人件費 (A+B+C+D)	15,630,081	15,626,668	3,413	0.02%	503,071	3.3%

注:「非常勤役員等給与」においては、附属病院における事業増強等による看護師等の増員に係る費用、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上する。

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減の要因

「給与、報酬等支給総額」は、平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した給与減額支給措置(削減額:691,351千円)の影響により、対前年度比△6.8%となった。

「最広義人件費」は、「給与、報酬等支給総額」が前年度より6.8%減少しているが、定年退職者の増加に伴う「退職手当支給額」の増加、給与減額に伴う調整手当の新設、外部資金等による任期付教員の雇用増、附属病院における事業増強による医療技術職員の雇用増に伴う「非常勤役員等給与」の増加、法定福利費の負担率増による「福利厚生費」が増加したこと等により、全体としては対前年度比0.02%となった。

##### ②退職手当支給額の要因の分析について

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく役職員の退職手当の支給水準の引下げ措置(削減額:41,589千円)を実施したが、定年退職者の増加等により、対前年度比29.9%となった。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年3月1日から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、支給水準の引下げを実施した。

・役員に関する講じた措置の概要:在職期間1月につき、退職日における本給月額に12.5/100の割合を乗じて得た額に87/100(平成25年9月30日までは98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは92/100)を乗じて得た額とした。

・職員に関する講じた措置の概要:調整率を87/100(平成25年9月30日までは98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは92/100)とした。ただし、平成25年3月31日付け定年退職者の調整率は99/100とした。